**受　託　研　究　契　約　書**

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 甲 | 国立大学法人佐賀大学 | | | |
| 乙 |  | | | |
| １．研究題目 |  | | | |
| ２．研究概要・目的 |  | | | |
| ３．研究期間 | 契約締結日　～　令和　　年　　月　　日 | | | |
| ４．研究担当者  ※印：研究代表者 | 区分 | 氏名 | | 所属部局・職名 |
| 甲 | ※ | |  |
| ５．研究経費等 | 直接経費 | | | 円 |
| 間接経費（直接経費の30％） | | | 円 |
| 合計  （うち消費税額及び地方消費税額） | | | 円  （　　　　　　　　円） |
| ６．支払方法等 | ☑一括払い（支払期限：契約締結日が属する月の翌月末）  □分割払い（以下に支払回数等を記載する） | | | |
| 回数 | 支払期限 | | 金額 |
|  |  | | 円 |
| ７．研究実施場所 |  | | | |
| ８．提供設備 | 名称 | | 型番 | 数量 |
|  | |  |  |
| ９．秘密保持義務の有効期間 | 本契約期間中及び本契約終了日の翌日から起算して３年間 | | | |

※佐賀大学は、産学連携推進の実績として、また、教育研究活動の成果として、本学で受け入れを行った「受託研究」について、①相手先等の名称、②研究題目、③本学の研究代表者名（所属・職名を含む）、④金額を公表することがございます。

甲及び乙は、乙が上記契約項目表に記載する研究（以下「本受託研究」という。）を甲に委託し、甲が受託して実施するにあたり、次の各条の通り受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

（甲）佐賀県佐賀市本庄町１番地

　　　国立大学法人佐賀大学

　　　学　長　　兒 玉 　浩 明

（乙）

**条文修正の際は、校閲（変更履歴の記録）機能により、変更履歴を残していただきますようお願いいたします。**

**また、知財の取扱い等の条文につきましては、研究開始時点ではどのような成果が創出されるのか予測しきれないこと、詳細は共同出願契約等で定めることで契約手続きの迅速化を目指していることから、可能な限り原文のままでの契約締結をお願いしております。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。**

（定義）

第１条　本契約において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）「本研究成果」とは、本契約に基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

（２）「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権及び有体物の所有権（複製権及び改変権を含む。）をいう。なお、知的財産権等には知的財産権等を受ける権利を含むものとし、外国におけるこれらの制度に相当するものを含む。

（３）「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、プログラムの著作物及びデータベースの著作物並びにこれらに付随する仕様書等のドキュメント（以下「プログラム等」という。）の創作、半導体集積回路の開発、品種の育成並びに有体物の創出をいう。

（４）「研究経費等」とは、人件費、旅費、備品費、消耗品費その他の本受託研究の実施に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）並びに当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下、「間接経費」という。）の合算額をいう。

（受託研究の題目等）

第２条　本受託研究の研究題目、研究概要及び研究目的は、契約項目表第１項及び第２項に定めるとおりとする。

２　甲は、本契約の定めに従って、本受託研究を実施する。

３　甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、本受託研究の一部を第三者に再委託してはならない。

（研究期間）

第３条　本受託研究の研究期間は、契約項目表第３項に記載のとおりとする。

（受託研究に従事する者及び研究の実施場所）

第４条　甲は、契約項目表第７項に定める研究実施場所において、本受託研究を実施する。

２　甲は、契約項目表第４項に定める者を本受託研究の研究担当者（以下「研究担当者」という。）として本受託研究に参加させ、研究担当者のうち１名を研究代表者に指名し、研究代表者に本受託研究を統括させる。

３　甲は、乙と別途書面に定めることにより、契約項目表第４項に定める研究担当者の変更、追加又は削除を行うことができる。

４　甲は、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、研究協力者を本受託研究に参加させることができる。

５　前項において、研究協力者を参加させた甲は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲の本契約の違反を構成する。

６　研究協力者が創出に貢献した発明等の帰属及び取扱いは、原則、研究担当者が創出した場合の帰属及び取扱いを準用する。

（研究経費等の取扱い）

第５条　乙は、本受託研究の実施に必要な経費として、契約項目表第５項に定める研究経費等を負担する。

２　第４条第３項により契約項目表第４項に定める研究担当者が削除された場合であっても、次条第1項の規定により支払われた研究経費等の返還は不要とする。

（研究経費等の支払い）

第６条　乙は、契約項目表第５項に定める研究経費等を、甲の発する請求書により、契約項目表第６項に定める期限までに支払わなければならない。

２　乙は、前項に規定される支払期限までに研究経費等を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額に年３％の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（経理）

第７条　契約項目表第５項に定める研究経費等の経理は甲が行い、甲は、経理書類等を自己の定める規程に基づき管理する。ただし、乙は本受託研究に関する経理書類等の閲覧を甲に申し出ることができ、甲は乙から閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上、これに応じる。

（研究経費等により取得した設備等の帰属）

第８条　契約項目表第５項に定める研究経費等により取得した設備等は、甲に帰属する。

（提供設備）

第９条　甲は、契約項目表第８項に定める乙所有の設備、機器、装置等（以下「提供設備」という。）を、乙の同意を得て乙から無償で受け入れ、本受託研究の用に供するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）提供設備の提供日、設置場所等の具体的な提供方法については、甲乙協議の上、決定する。

（２）提供設備の搬入、設置等に要する費用は、乙が負担する。

（３）甲は、提供設備について、その設置完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意をもって保管する。

（４）乙は、甲から提供設備の使用方法等の問い合わせを受けた場合、取扱説明書の貸与、技術者の派遣等の方法により、可能な限り甲を援助する。

（５）提供設備の使用、維持及び保全に関する費用は乙の負担とするが、甲が合意した場合、甲の負担とすることができる。

（受託研究の終了）

第１０条　本受託研究は、契約項目表第３項に定める研究期間の始期に開始され、次の各号いずれかの事由をもって終了する。以下、本受託研究が終了した日を「本受託研究終了日」という。

（１）研究期間が満了した場合。

（２）次条に基づき本受託研究を中止した場合。

（３）本契約が解除された場合。

（４）その他、甲乙協議の上、本受託研究を終了することに合意した場合。

（研究の変更又は中止）

第１１条　研究の遂行上必要と認められるとき（第４条３項に該当する場合を含む。）は、甲乙協議の上、別途書面に定めることにより、本契約の内容を変更することができる。

２　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、速やかに相手方に通知し、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は契約項目表第３項に定める研究期間を延長することができる。この場合において、甲は、本受託研究の中止又は延長に伴い乙に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わない。

３　前項により、研究期間を延長した場合で契約項目表第５項に定める研究経費等に不足を生じるおそれが発生した場合、甲乙協議の上、乙は不足する研究経費等について負担の有無及び金額を決定する。

（研究終了時の処理）

第１２条　甲及び乙は、本受託研究が終了した場合、次の各号に定める処理を行う。

（１）甲に支払われた契約項目表第５項に定める研究経費等に余剰が生じた場合、乙は、甲に余剰となった額の返還を請求することができる。この場合、甲は、返還請求に応じなければならない。ただし、乙の責により本受託研究が終了した場合、甲は、研究経費等を返還する義務を負わない。

（２）甲は、本受託研究の終了時の状態で契約項目表第８項に定める提供設備を乙に返還する。なお、甲は、提供設備に通常の研究活動で生じうるキズ、破損、摩耗又は故障について、責任を負わない。また、乙は、当該返還にかかる作業について甲に協力し、提供設備の撤去、搬出等に要する費用は、乙が負担する。

（３）甲は、第１４条第４項に基づき提供された提供情報等を乙に返還する。

（４）甲は、本受託研究終了日までの本研究成果についての成果報告書を、本受託研究終了日後速やかに作成し、乙に提出する。ただし、乙の責により本契約が解除された場合、甲は、乙に成果報告書を提出する義務を負わない。

（５）乙の責により本受託研究が終了した場合、乙は甲に対し、研究経費等の全額を甲の指示により直ちに支払わなければならない。

（知的財産権等の取扱い）

第１３条　本受託研究の実施に伴い得られた発明等にかかる知的財産権等は、甲又は契約項目表第４項に定める研究担当者に帰属する。なお、これらの権利のうち、特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利の帰属については、それぞれ甲又は研究担当者に帰属する。

（提供情報等）

第１４条　乙は、自己が保有する情報及び研究試料であって、甲が本受託研究の実施に必要とするもの（第三者との関係において、開示又は提供に関する制限のあるものを除く。以下「提供情報等」という。）を、甲に無償で提供又は開示する。

２　乙は、提供情報等について甲に対し秘密保持義務を課す場合、第１５条第１項に規定する秘密情報として開示又は提供するものとし、同条項に基づき開示又は提供されたものでなければ、甲は秘密保持義務を負わない。

３　甲は、提供情報等について、乙の同意なく、本契約の目的以外に使用してはならない。なお、乙は、研究試料について特段の扱いを希望する場合、甲と別途有体物提供契約等を締結する。

４　乙は、有形的方法によって開示又は提供した提供情報等につき、本受託研究終了後に返還を希望する場合には、提供時に返還を希望する旨を書面により明示して甲に提供する。

（秘密の保持）

第１５条　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方から書面又は電子媒体により、秘密情報である旨の表示とともに開示された情報及び相手方から口頭により、秘密である旨の告知とともに開示された情報（開示後３０日以内に書面又は電子媒体によりその内容が確認された情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りでない。

（１）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報。

（２）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。

（３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報。

（６）書面により事前に相手方の同意を得た情報。

２　甲及び乙は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

３　前２項の有効期間は、契約項目表第９項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

４　甲及び乙は、法令又は裁判所により秘密情報の開示の請求、命令等を受けた場合は、事前に相手方に通知した上で、必要最小限の情報に限り開示することができる。

（研究成果の公表）

第１６条　甲は、その学術的使命を果たすため、次の各号に従い、本研究成果の公表（以下「学術発表」という。）を行うことができる。

（１）甲は、第１５条の秘密保持義務を遵守した上で、学術発表を行う。

（２）甲は、学術発表の予定日の３０日前までに、乙にその内容を通知する。乙は、当該内容に、第１５条に規定される乙の秘密情報が含まれていると判断したときは、当該通知後１５日以内に、甲に対し、当該部分につき合理的な範囲で内容修正又は学術発表延期を求めることができ、この場合、甲乙協議の上、対応する。

（３）前号の規定は、本受託研究期間中及び本受託研究終了日から６ヶ月以内に行われる学術発表に適用される。

２　乙は、甲と協議した上で、本研究成果を公表することができる。ただし、当該甲との協議は、前項第３号に定める期間中要するものとし、当該公表は、第１５条の秘密保持義務を遵守した上で行う。

３　甲又は乙が本研究成果の公表を行う際、相手方の同意を得たときは、当該本研究成果が本受託研究において得られたものである旨を表示することができる。

（法令遵守）

第１７条 甲及び乙は、本研究成果をその後の自己の事業等に用いる場合、自己の責任において、すべての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含む。）を遵守する。

（通知）

第１８条　甲及び乙は、本契約に定める必要な通知は、書面又は電子メールにより行うこととする。電子メールで通知した場合、通知を受けた当事者は受信した旨の返信メールを相手方に送信するものとし、当該返信メールを相手方が受領した時に、通知の効力が発生する。

（契約の解除）

第１９条　甲は、乙が契約項目表第５項に定める研究経費等を支払期限までに支払わないときは、乙への書面での通知をもって、直ちに本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、前項に定める事由を除き、相手方が本契約に違反した場合であって、相当な期間を定めて当該違反の是正を催告し、当該期間内に当該違反が是正されないときは、その後相手方への書面での通知をもって、直ちに本契約を解除することができる。

３　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに相手方への書面での通知をもって、本契約を解除することができる。

（１）破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続の開始の申立を行い又は申立を受けた場合。

（２）銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合。

（３）仮差押若しくは仮処分命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合（ただし、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。）。

（反社会的勢力の排除）

第２０条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

　（１）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　（２）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

　（３）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

　　（ア）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

　　（イ）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為。

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

　（１）前項第１号の確約に反する申告をしたことが判明した場合。

　（２）前項第２号の確約に反し契約をしたことが判明した場合。

　（３）前項第３号の確約に反する行為をした場合。

３　甲又は乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わない。

（損害賠償）

第２１条　甲又は乙は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。その賠償範囲は、相手方が直接的かつ現実に被った損害（逸失利益、弁護士費用は賠償の対象から除く。）のみとする。

（譲渡禁止）

第２２条　甲及び乙は、本契約に別途定めがない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

（契約の有効期間）

第２３条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　前項の定めにかかわらず、本契約終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで本契約が適用される。

３　本契約の終了後においても、第７条、第１２条、第１３条、第１５条、第１６条、第１７条、第１８条、第２０条、第２１条、第２２条、本条第２項、本項及び第２５条の規定は、当該条項に定める期間又は各条項の目的とする事項が消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２４条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第２５条　本契約の準拠法は日本国法とする。

２　本契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。